

市民参加の評価方法の変更案について

1 評価の流れについて

【議論内容】

- ・市民参加の実施について、実施の有無の確認ではなく、対象に合った実施方法かなどを議論できると良い。
- ・条例の基準については、評価指標に客観的な指標とそうでない指標が混在しているので、整理した方が良い。

【事務局案】

- ・市民参加の実施状況等について、事務局が担当課ヒアリングを実施し、実施の有無等については評価前に状況を確認しておく。
- ・条例基準として客観的に評価可能な指標は事務局で評価する。

現状	変更案
●調査票記載（担当課） ↓ ●調査票のチェック（事務局） ↓ ◇調査票に基づく評価の実施（委員個人） ↓ ◇担当課ヒアリング・総合的評価（審議会・担当課） ↓ ◇評価の修正（委員個人） ↓ ●答申案作成（事務局） ◇答申案の検討（審議会） ●答申案修正（事務局） ◎答申	●調査票記載（担当課） ↓ ●調査票のチェック（事務局） ↓ ●<u>条例基準の評価の実施（事務局）</u> ●<u>担当課ヒアリング（事務局）</u> ↓ ◇水準評価の実施（委員個人） ↓ ●委員からの質問への回答（担当課） ◇条例基準評価の確認・総合的評価（審議会） ↓ ◇評価の修正（委員個人） ↓ ●答申案作成（事務局） ◇答申案の検討（審議会） ●答申案修正（事務局） ◎答申

●担当課／事務局が実施

◇審議会／委員が実施

2 合計点数の計上方法について

【議論内容】

- ・合計点数は、小数点以下を切捨てることで低くなるため、四捨五入にしてはどうか。
- ・四捨五入とした場合、実際の評価点数より高得点、高評価となる可能性がある。

【事務局案】

合計点数の計算方法は現状のまま（小数点以下切捨て）とする。

●理由

市民参加は条例で定められた実施すべき事項であることから、実際の点数以上の高得点・高評価をすることはなじまないと考えられるため。

3 市民参加の実施数（実施した方法の数）による評価の公平性の確保

【議論内容】

- ・市民参加の方法を複数実施した事業と1つしか実施していない事業で、総合評価の点数が同点数や1つしか実施していない事業の方が高得点となる場合があり、公平な採点とは言えない状況が生じている。

【事務局案】

- ・「市民参加の方法」と「市民参加の手続き（基準）」については、適切に実施すべきものとして現行通りの10点満点とし、「市民参加の手続き（水準）」については加点部分となるため5点満点とする。
- ・合計は25点満点とし、「市民参加の方法」と「市民参加の手続き（基準）」の実施がすべてできているとみなされる20点以上を良好とする総合評価は現行のままとする。

【現行の評価基準】

評価の大項目	①市民参加の方法 (10 点満点)		市民参加の手続き				総合評価 (30 点満点)	
			②条例が求める基準 (10 点満点)		③市民参加推進 会議が求める 望ましい水準 (10 点満点)			
評価 区分	適切	9～10 点	良好	9～10 点	とても 積極的	7～10 点	◎良好	20～30 点
	概ね 適切	7～8 点	妥当	7～8 点	積極的	5～6 点	○妥当	16～19 点
	やや 不適切	5～6 点	要改善	5～6 点	やや 積極的	2～4 点	△要改善	10～15 点
	不適切	0～4 点	不良	0～4 点	普通	0～1 点	×不良	0～9 点

【事務局案】

評価の大項目	①市民参加の方法 (10 点満点)		市民参加の手続き				総合評価 (25 点満点)	
			②条例が求める基準 (10 点満点)		③市民参加推進 会議が求める 望ましい水準 (5 点満点)			
評価 区分	適切	9～10 点	良好	9～10 点	とても 積極的	5 点	◎良好	20～25 点
	概ね 適切	7～8 点	妥当	7～8 点	積極的	4 点	○妥当	16～19 点
	やや 不適切	5～6 点	要改善	5～6 点	やや 積極的	2～3 点	△要改善	10～15 点
	不適切	0～4 点	不良	0～4 点	普通	0～1 点	× 不良	0～9 点

4 同じ市民参加の方法を複数事業で実施した場合の評価方法

【議論内容】

- ・同じワークショップが複数の事業に位置づいており、何度も評価することとなったため、同じ市民参加の方法を複数の事業で実施したのであれば、同じ取り組みについては1度で評価できるようにした方が良い。

【事務局案】

- ・同一の市民参加の方法を複数事業で実施した際には、1度評価した点数を他事業でも同様の点数とし、評価の実施は1回のみとする。